

〔資料編〕

目 次

資料 1	大鰐町防災会議条例	1
資料 2	大鰐町防災会議運営要綱	3
資料 3	大鰐町防災会議委員名簿	5
資料 4	大鰐町災害対策本部条例	6
資料 5	大鰐町災害対策本部運営要綱	7
資料 6	災害救助法の適用基準	10
資料 7	災害救助法による救助の程度、方法及び期間	15
資料 8	災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱	18
資料 9	青森県消防相互応援協定書	19
資料10	災害時における青森県市町村相互応援に関する協定	43
資料11	青森県水道災害相互応援協定	46
資料12	災害時の医療救護に関する協定	48
資料13	大規模災害発生時における広域防災拠点の確保及び使用に関する協定書	59
資料14	災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書	62
資料15	災害復旧時の協力に関する協定書	64
資料16	災害時の通信設備復旧等の協力に関する協定書	67
資料17	災害時の情報交換に関する協定	70
資料18	災害時における飲料水の供給に関する協定	72
資料19	災害時における物資供給に関する協定書	75
資料20	災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定	78
資料21	災害時における応援業務に関する協定書	82
資料22	災害時等における無人航空機の運用に関する協定書	84
資料23	災害時における建築物等の解体撤去に関する協定	87
資料24	大鰐町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書	93
資料25	災害時の協力に関する協定書	101
資料26	大鰐町とヤマト運輸株式会社との包括的連携に関する協定書	104
資料27	大鰐町職員動員可能数	106
資料28	重要文化財指定建造物防災施設等整備状況	106
資料29	大鰐町消防団組織	107
資料30	防災関係機関の連絡先	108
資料31	大鰐町建設業協同組合員名簿	109
資料32	大鰐町林業育成会会員名簿	109
資料33	山腹崩壊危険地区	110
資料34	崩壊土砂流出危険地区	111
資料35	地すべり危険地区	113
資料36	なだれ危険箇所	113
資料37	土石流危険渓流	114
資料38	砂防指定地	116
資料39	地すべり危険箇所	117

資料40	地すべり防止区域指定箇所	118
資料41	急傾斜地崩壊危険箇所	118
資料42	急傾斜地崩壊危険区域指定区域	121
資料43	なだれ対策事業	123
資料44	重要水防箇所	125
資料45	農業用ため池	125
資料46	道路注意箇所	126
資料47	土砂災害警戒区域一覧	127
資料48	指定避難所兼指定緊急避難場所位置図	131
資料49	避難情報の判断・伝達マニュアル	133
資料50	火災・災害等即報要領	147

資料 1

大鰐町防災会議条例

(昭和 37 年 12 月 25 日 条例第 34 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、大鰐町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大鰐町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 1 人
 - (2) 青森県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 1 人
 - (3) 青森県警察の警察官のうちから町長が任命する者 1 人
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者 2 人
 - (5) 大鰐町教育委員会教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 弘前地区消防事務組合消防長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関のうちから町長が任命する者 2 人
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者 1 人
- 6 前項第 8 号及び第 9 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、青森県の職員、町の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和37年12月25日から施行する。

資料 2

大鰐町防災会議運営要綱

(趣 旨)

第1条 大鰐町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営については、大鰐町防災会議条例（昭和37年大鰐町条例第34号）に定めるところによるほか、この要綱によるものとする。

(会議の招集)

第2条 防災会議は、会長が必要と認めたとき、又は委員2名以上の要求があったとき、会長がこれを招集するものとする。

(会 議)

第3条 防災会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き議決することができない。

(議 決)

第4条 防災会議は、出席委員全員の意見一致をもって議事を決するものとする。

(会議録)

第5条 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議に付した案件及び議事の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他参考事項

(専決処分)

第6条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次に掲げるものについて専決処分することができるものとする。

- (1) 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
 - (2) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
 - (3) 大鰐町災害対策本部の設置について、町長に意見を具申すること。
 - (4) 大鰐町防災計画の作成又は修正について、町長に意見を具申すること。
- 2 防災会議を招集する暇のないとき、その他やむを得ない理由により防災会議を招集できないときは、会長は専決することができるものとする。
- 3 会長は、前2項により専決した事項については、次回の防災会議においてこれを報告し、承認を求めるものとする。

(事務局)

第7条 防災会議の事務を処理するため、事務局を総務課に置く。

(雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、そのつど会長が定めるものとする。

資料 3

大鰐町防災会議委員名簿

条例該当	機関及び職名	所在地	電話番号
会 長	大鰐町長	大鰐町大字大鰐字羽黒館 5-3	48-2111
第 1 号	津軽森林管理署長	弘前市大字豊田二丁目 2-4	27-2800
第 2 号	中南地域県民局 地域整備部長	弘前市大字蔵主町 4	32-0282
第 3 号	黒石警察署長	黒石市北美町二丁目 47-1	52-2311
第 4 号	副町長	大鰐町大字大鰐字羽黒館 5-3	48-2111
第 4 号	大鰐町総務課長	大鰐町大字大鰐字羽黒館 5-3	48-2111
第 5 号	大鰐町教育長	大鰐町大字大鰐字前田 51-8	48-3201
第 6 号	大鰐町消防団長	大鰐町大字大鰐字羽黒館 5-3	48-2111
第 7 号	弘前地区消防事務組合 消防長	弘前市大字本町 2-1	32-5101
第 8 号	大鰐郵便局長	大鰐町大字大鰐字前田 55-15	48-2151
第 8 号	J R 東日本弘前駅長	弘前市大字表町 1-1	32-0174
第 9 号	駒ノ台自主防災組織 会長	大鰐町大字長峰字駒ノ台 193	48-2111

資料 4

大鰐町災害対策本部条例

(昭和 37 年 12 月 25 日条例第 35 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、大鰐町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の業務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の業務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 37 年 12 月 25 日から施行する。

資料 5

大鰐町災害対策本部運営要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、大鰐町災害対策本部条例（昭和 37 年大鰐町条例第 35 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定に基づき、大鰐町災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害対策副本部長及び災害対策本部員)

第 2 条 条例第 2 条第 2 項に規定する災害対策副本部長（以下「副本部長」という）は、副町長及び教育長をもって、充てる。

2 条例第 2 条第 3 項の規定により災害対策本部長（以下「本部長」という。）が、指名する災害対策本部員（以下「本部員」という。）は総務課長、企画観光課長、税務課長、住民生活課長、保健福祉課長、農林課長、建設課長、会計管理者、議会事務局長、久吉ダム水道企業団事務局長、大鰐病院事務長、教育委員会学務生涯学習課長、農業委員会事務局長をもって充てる。

(組織及び業務分担)

第 3 条 条例第 3 条 1 項の規定により、本部に次の表の上欄に掲げる部を置きそれぞれの部に当該表の下欄に掲げる班を置く。

部 名	班 名
総 務 部	対策調整班、総務班、財政班
企 画 観 光 部	観光商工班、管財班
税 務 部	税務班、調査班
住 民 生 活 部	町民班、避難所班
保 健 福 祉 部	福祉班、厚生班、保健班
農 林 部	農林班、土地改良班
建 設 部	土木班、建築班、下水道班
会 計 部	出納班
議 会 部	議会班
水 道 部	水道班
病 院 部	庶務班、医療救護班
文 教 部	教育班、給食班
応 援 部	
消 防 部	情報収集班、応急誘導班、救出救助班

- 2 前項に掲げるもののほか、本部長が必要と認めるときは、臨時に班を置くことができる。
- 3 部及び班の業務分担は、第2章第2節の業務分担表のとおりとする。
- 4 部長及び班長は、第2章第2節の業務分担表に掲げる職にあるものをもって充てる。

(本部室及び本部連絡員)

第4条 本部室は、本部長の指定する場所に設置する。

- 2 本部室には、「大鰐町災害対策本部」を表示する。
- 3 本部室には、原則として本部連絡員を置く。
- 4 本部連絡員は、各部長がそれぞれの所属する職員のうちから指名する職員をもって充てる。
- 5 本部連絡員は、それぞれ所属する部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項をそれぞれの所属する部の部長又は班長に報告しなければならない。

(本部の設置及び廃止)

第5条 町長は、災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるため応急対策を円滑かつ的確に講ずる必要があるときは、速やかに本部を設置する。

- 2 本部長は、災害の危険が解消したとき、又は災害発生後における応急対策がおおむね終了したと認められるときは、本部を廃止する。

(本部設置前の措置)

第6条 総務課長は、予警報又は情報等により災害の発生するおそれがあると認められるときは、本部設置前に次の各号に掲げる事項について措置しなければならない。

- (1) 予警報及び情報の収集に関すること。
 - (2) 関係各課及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
 - (3) 人員配置の指示に関すること。
- 2 休日又は勤務時間外において警報又は異常な情報を受理した日直者又は夜警員は、直ちに総務課長に報告し、その対応について指示を受けなければならない。

(非常配備の基準及び編成計画等)

第7条 本部は被害を最小限に防止するため、迅速かつ強力な非常配備体制を整えるものとする。

- 2 非常配備の時期、活動内容等の基準については、第2章第3節の動員計画による。
- 3 本部は、前項の基準に基づき編成計画を立て、これを職員に周知徹底させるものとする。

(非常配備の開始及び解除)

第8条 各部における非常配備体制の開始及び解除は、本部長が指令する。

(被害状況の取扱)

第9条 各部長は、災害が発生したときは、直ちに被害状況を調査し、総務課長に報告しなければならない。

- 2 総務課長は、各部長及び関係機関から報告された被害状況を取りまとめたうえ、本部長に報

告するとともに、青森県災害対策本部又は青森県危機管理局防災危機管理課に報告しなければならない。

(災害情報の取扱)

第10条 総務課長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに本部長に報告するとともに、その状況及び応急対策の概要を青森県災害対策本部又は青森県危機管理局防災危機管理課に報告しなければならない。

2 総務課長は、関係機関に対し、災害に関する予警報、その他災害に関する情報を伝達するとともに、予想される災害の事態及びこれに対処すべき措置について周知しなければならない。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日告示第33号）

この要綱は、平成28年3月25日から施行する。

附 則（令和4年2月1日告示第14号）

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

資料 6

災害救助法の適用基準

1 適用基準の内容

本法による救助は、市町村の区域単位に、原則として同一原因の災害による市町村の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被害者が現に救助を要する状態にあるときに行われるものである。

(1) 原則として同一の原因の災害によるものであること。

(2) 本法による救助の要否は、市町村の区域単位に判定するものであること。

(3) 市町村の区域を単位とする被害が次の（ア．イ）かに該当するものであること

ア．市町村の区域内の世帯の住家の滅失した数が次のいずれ（①、②、③、④）かに該当する場合

① 住家が滅失した世帯の数が当該市町村の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること。

（令第 1 条第 1 項第 1 号）

（令別表第 1）

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
	5,000 人未満	30 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	40 世帯
15,000 人以上	30,000 人未満	50 世帯
30,000 人以上	50,000 人未満	60 世帯
50,000 人以上	100,000 人未満	80 世帯
100,000 人以上	300,000 人未満	100 世帯
300,000 人以上		150 世帯

② 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の令別表第 2 に示す数以上であって当該市町村の区域内の世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の令別表第 3 に示す数以上であること。

（令第 1 条第 1 項第 2 号）

（令別表第 2）

都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
	1,000,000 人未満	1,000 世帯
1,000,000 人以上	2,000,000 人未満	1,500 世帯
2,000,000 人以上	3,000,000 人未満	2,000 世帯
3,000,000 人以上		2,500 世帯

(令別表第3)

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
	5,000 人未満	15 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	20 世帯
15,000 人以上	30,000 人未満	25 世帯
30,000 人以上	50,000 人未満	30 世帯
50,000 人以上	100,000 人未満	40 世帯
100,000 人以上	300,000 人未満	50 世帯
300,000 人以上		75 世帯

- ③ 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次の表に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯が多数であること。

(令第1条第1項第3号前段)

(令別表第4)

都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
	1,000,000 人未満	5,000 世帯
1,000,000 人以上	2,000,000 人未満	7,000 世帯
2,000,000 人以上	3,000,000 人未満	9,000 世帯
3,000,000 人以上		12,000 世帯

- ④ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

(令第1条第1項第3号後段)

- a 被災者の救助を著しく困難とする特別な事情がある場合であること。

このような例として次のようなものがある。

- (a) 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること。

- (b) 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とするものであること。

※ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊な補給方法を必要とし、又は救出に特殊な技術を必要とすること。

(基準省令第1条)

- b 多数の世帯の住家が滅失したものであること。

- イ. 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当する場合。(令第1条第1項第4号)

- ① 船舶の沈没或いは交通事故により多数の者が死傷した場合
- ② 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
- ③ 火山爆発又は有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
- ④ 炭鉱爆発事故のため多数の者が死傷した場合
- ⑤ 群集の雑踏により多数の者が危険状態になる場合
- ⑥ 豪雪により多数の者が危険状態になる場合

豪雪災害に対する本法の適用についての判断基準として次のような状況が考えられる。

- a 平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪により住家の倒壊又はその危険性の増大
- b 平年、孤立したことの無い集落の交通途絶による孤立化
- c 雪崩れ発生による人命及び住家被害の発生

- ⑦ 離島であって長期の干害により海上輸送以外の方法で飲料水を確保することができない場合

- ⑧ 山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合

※1 災害が発生し又は発生する恐れがある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。(基準省令第2第1号)

※2 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊な補給方法を必要とし、又は救出に特殊な技術を必要とすること。(基準省令第2条第2号)

- (4) 被災者が現に救助を要する状態にあるものである。

2 災害救助法適用基準

市町村名	人 口 (平成 27 年国勢調査)	全壊 全焼 流失	半壊 半焼	床上 浸水	県の被害世帯 が 1,500 以上 に達した場合
大鰐町	9,684 人	40 世帯	80 世帯	120 世帯	20 世帯

ア. 法適用基準

市町村の区域内の人口		住家減失世帯数
	5,000 人未満	30 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	40 世帯
15,000 人以上	30,000 人未満	50 世帯
30,000 人以上	50,000 人未満	60 世帯
50,000 人以上	100,000 人未満	80 世帯
100,000 人以上	300,000 人未満	100 世帯
300,000 人以上		150 世帯

イ．法外援護適用基準

市町村の区域内の人口	住家滅失世帯数
20,000 人未満	20 世帯
20,000 人以上 50,000 人未満	30 世帯
50,000 人以上 100,000 人未満	40 世帯
300,000 人以上	50 世帯

ウ．滅失世帯算出基準

区 分	算定基準
全 壊 、 全 焼 、 流 失	1 世帯
半 壊 、 半 焼	1/2 世帯
床 上 浸 水	1/3 世帯

3 被害程度の認定基準

種 類	統 一 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重 傷 者 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。
住 家	現実に住家のため使用している建物をいい、社会通年上の住家であるかを問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には当該部分は住家とする。
住 家 全 焼 全 焼 (全 流 失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住 家 半 焼 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の床面積20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

種 類	統 一 基 準
床 上 浸 水	浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの。
床 下 浸 水	浸水がその住家の床上以上に達しない程度のもの。
一 部 破 損	住家の損壊程度が半壊に達しない程度のもの。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「孤立して家庭生活を営むことができるよう建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化が生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

4 急迫事態における救助の実施

市町村長は、災害の事態が急迫して知事の指揮を待つ暇がないと認めたときは、災害救助法第23条に規定する救助の実施に着手することができる。

(災害救助法施行細則第1条の2)

資料 7

災害救助法による救助の程度、方法及び期間

平成 28 年 4 月 1 日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額		期 間		備 考			
避難所の設置	災害により現に害を受け、又は受けるおそれのある者を供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 3 2 0 円以内 (加算額) 冬期 別に定める額を加算 高齢者等の避難行動要支援者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。		災害発生の日から 7 日以内		1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上			
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1 戸当たり平均 29.7 m ² (9 坪) を標準とする。 2 限度額 1 戸当たり 2,660,000 円以内 3 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)		災害発生の日から 20 日以内着工		1 平均 1 戸当たり 29.7 m ² 、2,660,000 円以内であればよい。 2 高齢者等の避難行動要支援者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高 2 年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。			
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊（焼）流失、床上浸水で炊事できない者	1 人 1 日当たり 1,110 円以内		災害発生の日から 7 日以内		食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1 食が 1/3 日)			
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費		災害発生の日から 7 日以内		1 輸送費、人件費は別途計上			
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4 月～9 月）冬期（10 月～3 月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から 10 日以内		1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること			
		区 分		1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6人以上1人増す毎に加算
		全 壊 全 焼 流 失	夏	18,400	23,700	34,900	41,800	53,000	7,800
			冬	30,400	39,500	55,000	64,300	80,900	11,100
		半 壊 半 焼 床 上 浸 水	夏	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600
			冬	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った（応急的処置）	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分1世帯当たり 576,000円以内	災害発生の日から1ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,300円 中学校生徒 4,600円 高等学校等生徒 5,000円	災害発生の日から （教科書）1ヶ月以内 （文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上）210,400円以内 小人（12歳未満）168,300円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。	
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり、3,400 円以内	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。	
		一時保管			既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,300 円以内
		検案			救護班以外は慣行料金
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	1 世帯当たり 134,800 円以内	災害発生の日から 10 日以内		
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内		
実施弁償	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額	

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料 8

災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱

(県健康福祉部健康福祉政策課)

1 目 的

災害救助法の適用に至らない災害が、県内の市町村に発生したときは、この要綱により応急的に被災者を援護することを目的とする。

2 適用基準

- (1) この要綱による援護は、災害のため住家の全壊、全焼、流失又は半壊、半焼、床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ）により被災世帯が次の世帯数以上に達したときに行うものとする。

ただし、住家の半壊、半焼した場合の世帯は、2分の1世帯、床上浸水した場合の世帯は3分の1世帯としてみなす。

人 口		被災世帯数
	20,000 人未満	20 世帯
20,000 人以上	50,000 人未満	30 世帯
50,000 人以上	100,000 人未満	40 世帯
100,000 人以上		50 世帯

- (2) (1)の基準に達しない場合であっても零細な困窮世帯あるいは、要保護世帯であって、特にその応急の援護が認められる場合

3 援護の基準

この要綱による被災世帯に対する援護は、被服、寝具等を給与することとし、援護の基準は、災害救助法施行細則（昭和30年4月19日、青森県規則第40号）第2条第1項に定める別表第1の三の3の基準とする。

4 援護物資

給与する物資は、災害援護用物資をもってこれにあてる。

附 則

この要綱は、昭和53年8月17日から適用する。

資料 9

青森県消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、青森県内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合に、県内の応援隊（以下「応援隊」という。）を編成し、相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的として、県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定める。

(対象災害)

第2条 この協定は、次に掲げる災害のうち応援活動を必要とするものを対象とする。

- (1) 大規模な地震又は風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設等の大規模な火災
- (3) 武力攻撃による災害
- (4) 放射性物質、生物剤又は化学剤による災害
- (5) 航空機、船舶又は列車事故等の集団救急救助事故
- (6) 前各号に掲げるもののほか、火災等の災害又は救急救助業務を必要とする事故のうち応援が必要と判断されるもの。

(応援及び区域)

第3条 この協定に基づく消防の応援は、法第9条に規定する消防機関によるものとし、応援の区域は県内全域とする。

ただし、消防団の応援については、地域の実情に応じて行い、その出動については消防長又は消防署長の命令によるものとし、この協定は経費負担に関する事項を除き、適用しない。

(地域ブロックの区分及び代表消防機関等)

第4条 この協定の区域は、次に掲げる地域ブロックに区分する。

- (1) 青森地域ブロック

青森地域広域事務組合消防本部管内、北部上北広域事務組合消防本部管内、下北地域広域行政事務組合消防本部管内

- (2) 弘前地域ブロック

弘前地区消防事務組合消防本部管内、五所川原地区消防事務組合消防本部管内、つがる市消防本部管内、鱒ヶ沢地区消防事務組合消防本部管内

- (3) 八戸地域ブロック

八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部管内、十和田地域広域事務組合消防本部管内、三沢市消防本部管内、中部上北広域事業組合消防本部管内

2 この協定による相互応援を円滑に実施するため、代表消防機関、代表消防機関代行及び地域ブロック代表消防機関を次のとおり定める。

なお、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合においては、代表消防機関代行がその任務を代行するものとする。

(1) 代表消防機関

青森地域広域事務組合消防本部

(2) 代表消防機関代行

ア 弘前地区消防事務組合消防本部

イ 八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部

(3) 地域ブロック代表消防機関

ア 青森地域ブロック：青森地域広域事務組合消防本部

イ 弘前地域ブロック：弘前地区消防事務組合消防本部

ウ 八戸地域ブロック：八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部

(応援隊の登録)

第5条 各市町村等は、応援出動が可能な消防隊等をあらかじめ登録するものとする。

(報告及び連絡調整等)

第6条 第2条に規定する災害が発生した市町村等の長は、代表消防機関及び県防災消防課に対して災害の状況について報告し、消防応援活動に関する必要な連絡調整及び支援等を求めるものとする。

(応援要請)

第7条 この協定に基づく応援要請は、第2条に規定する災害が発生した被災地の市町村等の長（以下「受援側の長」という。）が、当該被災地の市町村等の消防力を考慮して消防の応援が必要であると判断した場合は、次に掲げる区分により、他の市町村等の長（以下「応援側の長」という。）に対し、代表消防機関を通じて、応援要請を行うものとする。

(1) 第1要請

同一地域ブロック内の市町村等に対する応援要請

(2) 第2要請

他地域ブロックの市町村等に対する応援要請

(3) 第3要請

県内全域の市町村等に対する応援要請

2 代表消防機関は、前項に規定する応援要請があった場合には、県防災消防課に対して必要な事項を報告するとともに、受援側の長と応援隊編成等の調整を行うものとする。

3 応援側の長は、第2条に規定する災害が発生したことが明らかな場合において、受援側の長と連絡が取れないとき又は第1項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たず応援隊等を出動させることができる。

4 前項の規定により応援を行おうとする応援側の長は、属する地域ブロック代表消防機関及び代表消防機関と応援出動に関する必要な事項について、十分な連絡調整を行った後に出動するものとする。

(応援出動準備体制)

第8条 各市町村等は、災害の規模に照らし出動が予想される場合には、速やかに管内の被害状況を確認後、応援隊としての出動の可否を代表消防機関及び地域ブロック代表消防機関に報告するとともに、出動の準備を行う。

(応援隊の派遣等)

第9条 応援要請を受けた応援側の長は、応援側の市町村等の消防力に支障が生じるなど特別な理由がない場合のほか、応援隊を出動させるものとする。

- 2 応援側の長は、第7条の規定により、応援隊を派遣する場合、属する地域ブロック代表消防機関を通じて代表消防機関に対して、出動隊数、出動隊員数、無線の呼称等必要な事項について、報告するものとする。
- 3 代表消防機関の長は、応援隊の派遣が決定した場合は、速やかに受援側の長に対してその旨を連絡し、併せて県防災消防課に報告するものとする。
- 4 県防災消防課は応援隊の派遣が決定した場合には、災害の概要、応援隊派遣規模等を消防庁へ報告するものとする。
- 5 応援側の長は、応援隊を派遣することができない場合は、その旨を速やかに属する地域ブロック代表消防機関を通じて代表消防機関に報告するものとする。

(先遣隊の派遣)

第10条 先遣隊は、後続する応援隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とし、応援隊出動決定後、原則として受援側の長の属する消防本部へ迅速に先遣出動するものとする。

(応援隊の指揮)

第11条 応援出動した応援隊は、法第47条の規定に基づき受援側の長の指揮の下に行動するものとする。

(指揮体制)

- 第12条 県大隊長は代表消防機関の職員をもってこれに充てる。県大隊長は原則として被災地消防本部において、受援側の長の指揮の下、応援隊を統括し活動の管理を行うものとする。
- 2 地域ブロック代表消防機関の指揮隊長又は、県大隊長から指名された消防機関の指揮隊長は、受援側の長の指揮の下、県大隊長の管理の下で応援隊の活動の指揮を行うものとする。

(応援隊の引揚げ)

第13条 受援側の長は、応援隊の活動報告及び市町村災害対策本部の調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における応援隊の活動終了を判断するものとし、県大隊長、代表消防機関及び県防災消防課に電話及びファクシミリ等により速やかに連絡するものとする。

(経費の負担)

第14条 応援に要した経費については、法令等に定めのある場合を除き、次によるものとする。

(1) 受援側の負担

- ア 現地における車両及び機械器具の燃料費
 - イ 宿泊費及び食糧費
 - ウ 化学消火薬剤等の資機材費
 - エ 現場活動中に第三者に与えた損害の賠償費等
- ただし、応援側の重大な過失等に基づく損害賠償に要する経費は除く。

(2) 応援側の負担

- ア 車両及び機械器具の燃料費（現地における補給燃料を除く。）
- イ 車両及び機械器具の修理費
- ウ 旅費及び出動手当等の人件費
- エ 公務災害補償に要する経費
- オ 受援側との間の移動中、第三者に与えた損害の賠償費等

(3) 前２号以外に係る経費は、当事者間において協議し、決定するものとする。

(4) 経費負担について、疑義が生じた場合は、関係する市町村等において協議の上、決定するものとする。

(5) 応援側の長は、受援側の負担とされる経費を受援側の長に直接請求するものとする。

(他協定との関係)

第１５条 この協定は、市町村等の長が、法第３９条に基づき締結している消防の相互応援に関する他の協定を妨げるものではない。

(連絡会議)

第１６条 協定事務の円滑な推進を図るため、消防機関及び県防災消防課において連絡会議を開催することができる。

なお、連絡会議は概ね次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 消防相互応援に関すること。
- (2) 市町村等の消防現勢、消防事象、特殊災害の資料等の交換に関すること。
- (3) 市町村等間の消防訓練に関すること。
- (4) 警防技術に関すること。
- (5) 消防用資機材の開発及び研究資料の交換等に関すること。
- (6) その他必要な事項

(委任)

第１７条 この協定の実施に関し必要な事項は、各消防本部の消防長が協議決定するものとする。

(協定市町村等の変更に伴う取扱い)

第１８条 市町村の合併、消防の広域化等により協定市町村等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町村等については、特段の申出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱うものとする。

(疑義の協議)

第19条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、協定市町村等の長が協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため本書49通を作成し、記名押印の上、各1通を保有するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成28年3月1日から施行する。
- 2 平成5年2月25日締結の「青森県消防相互応援協定」は、平成28年2月29日付けをもって廃止する。

青森県消防相互応援隊の応援等要請

応援消防機関
(代表消防機関)
_____(地域ブロック代表消防機関) 殿

報					
第					
令和	年	月	日	時	分

受援消防機関

消防組織法第 39 条又は青森県消防相互応援協定第 5 条の規定に基づき、次のとおり青森県消防相互応援隊の応援等を要請します。

災害発生日時	平成	年	月	日	時	分頃
災害発生場所	市町村					地区
出動を希望する隊の						
災害状況	原子力施設等	有・無	被害	有・無・不明		
	石油コンビナート等	有・無	被害	有・無・不明		

応 援 等 要 請 日 時	平 成		年	月	日	時	分
要 請 区 分	第 1 要 請			第 2 要 請		第 3 要 請	
必要とする応援隊 (必要とする隊に○を付ける。 必要隊数がかかる場合は、 隊数を記入。)	出動可能な全隊		特 殊 災 害 小 隊 付 随 装 備 小 隊	毒劇物等対応小隊			
	指揮支援隊			N災害対応小隊			
	指揮隊			B災害対応小隊			
	消火小隊			C災害対応小隊			
	救助小隊			大規模危険物火災等対応小隊			
	救急小隊			密閉空間火災等対応小隊			
	後方支援小隊			遠距離大量送水小隊			
	通信支援小隊			消防活動二輪小隊			
	航空小隊			震災対応特殊車両小隊			
	水上小隊			水難救助小隊			
			その他()				
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項							

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT 回線電話		NTT 回線 FAX	
県防災情報ネットワーク(防災専用電話)			

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、上記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

出動可能隊数報告及び出動準備依頼

令和 年 月 日 時 分

応援消防機関
(地域ブロック代表消防機関) 殿

代表消防機関

青森県消防相互応援隊の出動を求める可能性がありますので、貴管内の出動可能隊数を至急調査し、別記様式2-2にて30分以内に報告願います。

また、青森県消防相互応援隊の出動の求めがあった場合、迅速に出動できるように出動準備をお願いします。

災 害 発 生 日 時	令和 年 月 日 時 分頃
災 害 発 生 場 所	市町村 地区
災 害 名	
災 害 状 況	原子力施設等 有 ・ 無
	被害 有 ・ 無 ・ 不明
	石油コンビナート等 有 ・ 無
	被害 有 ・ 無 ・ 不明

出 動 準 備 を 依 頼 す る 隊 (○ の 付 い た 隊)	出動可能な全隊		特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊	
	指揮支援隊			N災害対応小隊	
	指揮隊			B災害対応小隊	
	消火小隊			C災害対応小隊	
	救助小隊		特殊災害小隊	大規模危険物火災等対応小隊	
	救急小隊			密閉空間火災等対応小隊	
	後方支援小隊		特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊	
	通信支援小隊			消防活動二輪小隊	
	航空小隊			震災対応特殊車両小隊	
	水上小隊			水難救助小隊	
				その他()	
連絡事項 (必要資機材等)					

問い合わせ先	青森地域広域事務組合消防本部 警防課		
NTT回線電話	017-775-0854	NTT回線FAX	017-775-1444
県防災情報ネットワーク(防災専用電話)		9012	

出動可能隊数・出動隊数の報告

可能隊数報告	令和	年	月	日	時	分
出動隊数報告	令和	年	月	日	時	分

代表消防機関
(地域ブロック代表消防機関) 殿

応援消防機関

次のとおり隊数を報告します。

災 害 名						
種 別		可能隊数	人数	出動隊数	人数	備 考
指揮支援隊						
指揮隊						
消火小隊						
救助小隊						
救急小隊						
後方支援小隊						
通信支援小隊						
航空小隊						
水上小隊						
特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊					
	N災害対応小隊					
	B災害対応小隊					
	C災害対応小隊					
	大規模危険物火災等対応小隊					
	密閉空間火災等対応小隊					
特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊					
	消防活動二輪小隊					
	震災対応特殊車両小隊					
	水難救助小隊					
	その他()					
合 計						

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
県防災情報ネットワーク(防災専用電話)			

青森県消防相互応援隊の出動の求め

平成 年 月 日 時 分

応援消防機関
(地域ブロック代表消防機関) 殿

代表消防機関

被災地消防機関からの応援要請を受け、次のとおり青森県消防相互応援隊の出動を求めます。

災 害 発 生 日 時	平成 年 月 日 時 分頃
災 害 発 生 場 所	市町村 地区
災 害 名	
災 害 の 状 況	
	原子力施設等 有 ・ 無 被 害 有 ・ 無 ・ 不明
	石油コンビナート等 有 ・ 無 被 害 有 ・ 無 ・ 不明

要 請 区 分	第1要請	第2要請	第3要請
要 請 日 時			
出 動 を 要 請 す る 隊 の 規 模	出動可能な全隊		毒劇物等対応隊
	指揮支援隊	特殊災害小隊	N災害対応小隊
	指揮隊		B災害対応小隊
	消火小隊		C災害対応小隊
	救助小隊		大規模危険物火災等対応小隊
	救急小隊		密閉空間火災等対応小隊
	後方支援小隊	特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊
	通信支援小隊		消防活動二輪小隊
	航空小隊		震災対応特殊車両小隊
	水上小隊		水難救助小隊
			その他()
応 援 先	市町村 地区		
進 出 拠 点			
連 絡 事 項			

問い合わせ先	青森地域広域事務組合消防本部 警防課		
NTT回線電話	017-775-0854	NTT回線FAX	017-775-1444
県防災情報ネットワーク(防災専用電話)		9012	

青森県消防相互応援隊の応援等決定通知

令和 年 月 日 時 分

受援消防機関
(地域ブロック代表消防機関) 殿

代表消防機関

次のとおり青森県消防相互応援隊の出動を求めましたので、受援体制を整えてください。

災 害 名			
要 請 区 分	第1要請	第2要請	第3要請
要 請 日 時	令和 年 月 日 時 分		
出 動 を 要 請 し た 隊	別添(別記様式3-1)のとおり		
連 絡 事 項			

問い合わせ先	青森地域広域事務組合消防本部 警防課		
NTT回線電話	017-775-0854	NTT回線FAX	017-775-1444
県防災情報ネットワーク(防災専用電話)			

青森県消防相互応援隊の出動隊数通知

令和 年 月 日 時 分

受援消防機関
(地域ブロック代表消防機関) 殿

代表消防機関

次のとおり青森県消防相互応援隊が出動しましたので、受援体制を整えてください。

災 害 名						
出 動 区 分	第1要請		第2要請		第3要請	
要 請 日 時	平成 年		月 日		時 分	
出 動 し た 隊	別添(別記様式2－2)のとおり					
連 絡 事 項						

問い合わせ先	青森地域広域事務組合消防本部 警防課		
NTT回線電話	017-775-0854	NTT回線FAX	017-775-1444
県防災情報ネットワーク(防災専用電話)		9012	

青森県 ○○災害に係る青森県消防相互応援隊連絡体制

令和 年 月 日 時 分 現在

青森県

災害対策本部

設置場所：

NTT回線	TEL	017-734-9087	FAX	017-722-4867
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	
航空運用調整班	所属		職・氏名	
	TEL		FAX	

ヘリベース(HB)

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
HB指揮者	所属		職・氏名	
	TEL			

フォワードベース(FB)

設置場所：

FB指揮者	所属		職・氏名	
	TEL			
地上支援隊	所属		職・氏名	
	TEL			

○○市町村

災害対策本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	

青森県消防相互応援隊

消防機関名				
県大隊長	所属		氏名	
	TEL			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

消防機関名				
出動隊指揮者	所属		氏名	
	TEL			
連絡担当者	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

消防機関名				
出動隊指揮者	所属		氏名	
	TEL			
連絡担当者	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

消防機関名				
出動隊指揮者	所属		氏名	
	TEL			
連絡担当者	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

消防機関名				
出動隊指揮者	所属		氏名	
	TEL			
連絡担当者	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

消防機関名				
出動隊指揮者	所属		氏名	
	TEL			
連絡担当者	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

青森県消防相互応援隊活動報告(日報)

代表消防機関
(受援消防機関) 殿
(青森県)

(県大隊長または指揮者)

報告日時	令和 年 月 日 () 時 分 現在						
災害名							
活動日時	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分						
活動場所	市町村						
	地 区						
活動中の異常	有 ・ 無	隊員の負傷	有 ・ 無	車両・資機材の損傷	有 ・ 無		
活動内容 (活動中の異常、隊員の負傷、又は車両・資機材の損傷等があれば、その内容も記載)							
使用資機材							
連携活動機関							
連携活動内容							
出動隊の状況	隊種別	隊数	隊員数	隊種別	隊数	隊員数	
	指揮支援隊	隊	人	特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊	隊	人
	指揮隊	隊	人		大規模危険物火災等対応小隊	隊	人
	消火小隊	隊	人		密閉空間火災等対応小隊	隊	人
	救助小隊	隊	人	特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊	隊	人
	救急小隊	隊	人		消防活動二輪小隊	隊	人
	後方支援小隊	隊	人		震災対応特殊車両小隊	隊	人
	通信支援小隊	隊	人		水難救助小隊	隊	人
	航空小隊	隊	人		その他の特殊装備小隊	隊	人
	水上小隊	隊	人	合 計		隊	人
傷病者の状況	救出人員						
	生存	人	死亡	人	合計	人	
	救急搬送人員				出動件数	件	
	軽症	中等症	重症	死亡	その他	合計	
	人	人	人	人	人	人	
翌日の活動予定	活動時間	時 分 ~ 時 分					
	活動場所						
	活動内容						
報告者	消防本部			氏 名			
	TEL						

青森県消防相互応援隊の引揚決定通知

令和 年 月 日 時 分

代表消防機関
(青森県) 殿

受援消防機関

次のとおり青森県消防相互応援隊の引揚げを決定しましたので通知します。

引 揚 決 定 日 時	令和 年 月 日 時 分
引揚決定した隊	
連 絡 事 項	

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
県防災情報ネットワーク(防災専用電話)			

青森県消防相互応援隊の引揚決定通知

令和 年 月 日 時 分

応援消防機関
(地域ブロック代表消防機関) 殿

代表消防機関

貴所属の青森県消防相互応援隊について、次のとおり引揚が決定しましたので通知します。

引 揚 決 定 日 時	令和 年 月 日 時 分
引 揚 決 定 し た 隊	別添(別記様式6-1)のとおり
連 絡 事 項	

問い合わせ先	青森地域広域事務組合消防本部 警防課		
NTT回線電話	017-775-0854	NTT回線FAX	017-775-1444
県防災情報ネットワーク(防災専用電話)		9012	

青森県消防相互応援隊活動報告書

報 告 日	令和 年 月 日
災 害 名	
消 防 本 部	

1. 出動の状況

出動先	市町村						
	地区						
時系列	要請日時	令和	年	月	日	時	分
	出動日時	令和	年	月	日	時	分
	集結完了日時	令和	年	月	日	時	分
	進出拠点到着日時	令和	年	月	日	時	分
	活動開始日時	令和	年	月	日	時	分
	活動終了日時	令和	年	月	日	時	分
	被災地引揚日時	令和	年	月	日	時	分
	帰署(所)日時	令和	年	月	日	時	分
	出動期間	出 動 日	～	帰署(所)日	日間		
	活動期間	活動開始日	～	活動終了日	日間		
隊種別		実 数		延べ数			
指揮支援隊		隊	名	隊 名			
指揮隊		隊	名	隊 名			
消火小隊		隊	名	隊 名			
救助小隊		隊	名	隊 名			
救急小隊		隊	名	隊 名			
後方支援小隊		隊	名	隊 名			
通信支援小隊		隊	名	隊 名			
特殊災害小隊		隊	名	隊 名			
特殊装備小隊		隊	名	隊 名			
航空小隊		隊	名	隊 名			
水上小隊		隊	名	隊 名			
合 計		隊	名	隊 名			

2. 活動の状況

救出人員	生存	名	救急搬送人員	出動件数	件
	死亡	名		軽症	名
				中等症	名
				重症	名
				その他	名
合計	名	合計	名		
活動概要					
隊員の負傷の有無					
車両・資機材の損傷					

別記様式 7 - 1 (総括表)

青森県消防相互応援隊活動 に関する奏功事例等	
青森県消防相互応援隊活動 に関する困難事例等	
青森県消防相互応援隊活動 に関し、有効であった資機材 等	
青森県消防相互応援隊活動 に関する課題等	
上記課題に対する改善策等	

青森県消防相互応援隊活動報告書

報 告 日	令和 年 月 日
災 害 名	
消 防 本 部	
出 動 次 隊	次隊

1. 出動の状況

出動先	市町村										
	地区										
時系列	要請日時	令和	年	月	日	時	分				
	出動日時	令和	年	月	日	時	分				
	集結完了日時	令和	年	月	日	時	分				
	進出拠点到着日時	令和	年	月	日	時	分				
	活動開始日時	令和	年	月	日	時	分				
	活動終了日時	令和	年	月	日	時	分				
	被災地引揚日時	令和	年	月	日	時	分				
	帰署(所)日時	令和	年	月	日	時	分				
	出動期間	出 動 日	～	帰署(所)日	日間						
	活動期間	活動開始日	～	活動終了日	日間						
隊種別		実 数			延べ数(実数×出動期間)						
指揮隊		隊	名	隊		名					
消火小隊		隊	名	隊		名					
救助小隊		隊	名	隊		名					
救急小隊		隊	名	隊		名					
後方支援小隊		隊	名	隊		名					
通信支援小隊		隊	名	隊		名					
特殊災害小隊		隊	名	隊		名					
特殊装備小隊		隊	名	隊		名					
水上小隊		隊	名	隊		名					
合 計		隊	名	隊		名					

2. 活動の状況

救出人員	生存	名	救急搬送人員	出動件数	件
	死亡	名		軽症	名
				中等症	名
				重症	名
				その他	名
	合計	名		合計	名
活動概要					
隊員の負傷の有無					
車両・資機材の損傷					

別記様式 7－2（出動次隊ごと）

青森県消防相互応援隊活動 に関する奏功事例等	
青森県消防相互応援隊活動 に関する困難事例等	
青森県消防相互応援隊活動 に関し、有効であった資機材 等	
青森県消防相互応援隊活動 に関する課題等	
上記課題に対する改善策等	

青森県消防相互応援隊出動状況表

令和 年 月 日現在

[illegible]

第 年 月 日 号

受援市町村 殿
受援消防機関

請求機関名
職氏名

㊟

応援経費請求書

年 月 日青森県消防相互応援協定により応援出動しましたので、
協定第 14 条及び協定の運用第 20 条の規定に基づき、下記のとおり応援に要した
経費を請求します。

記

1. 請求金額 _____ 円

2. 経費の内訳

3. その他必要事項

【担当者】

請求機関名 :
担当所属 :
担当者職氏名 :
連絡先 :
E-mail :

災害時における青森県市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、青森県内で一の市町村では対応困難な災害（自然災害のほか、原子力災害、テロ災害等の特殊災害などを含む。以下同じ。）が発生した場合における県による応援調整及び県内市町村による被災市町村の応援に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援調整)

第2条 市町村は、青森県内で災害が発生した場合において、他の市町村等からの応援が必要であると認めるときは、第4条に定めるところにより、県に対して応援の要請をすることができる。

2 県は、前項の規定により、被災市町村から応援の要請があったときは、直ちに応援の調整を行うものとする。

(応援要請事項)

第3条 被災市町村は、次に掲げる事項について、県に対して応援の要請をすることができる。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水、日用品等生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供並びにあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急措置等に必要な資機材並びに物資の提供並びにあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の派遣及びあっせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (6) 避難者の受入れ
- (7) 前各号に定めるもののほか、災害時の応急措置活動に関し特に必要な事項

(応援要請及び応援の実施)

第4条 被災市町村は、県に対し次に掲げる事項を明らかにして、口頭により要請を行うとともに、速やかに当該事項を記載した書面を提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第2号から第4号までに掲げる物の品名、数量等
- (3) 前条第5号に掲げる職員の職種別人員数
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

- 2 県は、前項の要請を受けた場合には直ちに応援可能な市町村と連絡を取り、応援人員、応援物資等を取りまとめ、被災市町村に応援可能数量等を通知するとともに、応援可能な市町村に対して応援の実施を依頼するものとする。
- 3 前項の規定による応援の依頼を受けた市町村は、直ちに応援を実施するものとする。この場合において、応援人員、応援物資等の搬送は、原則として当該市町村が行うものとする。

(自主応援)

- 第5条 各市町村は、災害が発生したことが明らかな場合において、被災市町村との連絡が取れないとき又は前条第2項の規定による応援の依頼を待つ時間的余裕がないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、同項の規定による応援の依頼を待たずに自主的に応援を行うことができる。
- 2 前項の規定により、応援を行おうとする市町村は、あらかじめ県に応援を実施する旨を通知するものとする。

(応援経費の負担)

- 第6条 前2条の規定による応援の実施に要した経費の負担については、別段の定めがあるものを除くほか、次に定めるとおりとする。

(1) 応援を実施した市町村が負担する経費

- イ 機械器具等の燃料費（補給燃料に係るものを除く。）及び小規模破損の修理費
- ロ 応援人員の手当等に関する経費
- ハ 応援人員が応援業務により負傷し、疾病に罹患し、又は死亡した場合の災害補償費及び賞じゅつ金
- ニ 応援人員の重大な過失により、第三者に与えた損害の賠償費
- ホ 応援人員の災害地への出勤又は帰路途上において発生した事故に係る損害賠償費

(2) 被災市町村が負担する経費 前号に定める経費以外の経費

- 2 被災市町村は、前項第2号の経費を支弁する時間的余裕がない場合にあっては、応援を実施した市町村に対し当該経費の一時支払いを要請できる。この場合において、当該経費を負担した市町村は、被災市町村に対し、その償還を請求することができる。

(事務局の設置)

- 第7条 本協定の運営に関する事務局を青森県危機管理局防災危機管理課に置く。

(平時の取り組み)

第8条 県及び市町村は、本協定に基づく相互応援が迅速かつ的確に実施できるよう、平時から次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 災害時に必要な物資の備蓄
- (2) 定期的な訓練の実施
- (3) その他必要と認める事項

(担当者及び備蓄状況の報告)

第9条 市町村は、毎年度、本協定に係る担当者及び応援物資等の保有状況を事務局に報告するものとする。

2 事務局は、前項の報告を受けたときは、これを取りまとめの上、各市町村へ報告するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成**30**年**12**月**6**日から施行する。
- 2 平成18年9月29日締結の「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定を証するため、本協定書41通を作成し、県及び市町村がそれぞれ押印の上、各1通を所持する。

資料 1 1

青森県水道災害相互応援協定

(相互応援)

第1条 市町村は、非常災害の発生により水道施設に災害を受けた場合の早期復旧と運搬給水等住民に対する飲料水の供給の確保を図るための必要な措置を講ずるため相互に応援するものとする。

(水道災害救援本部)

第2条 前条の応援事務を迅速かつ適切に行うため青森県水道災害救援本部（以下「救援本部」という。）を設ける。

2 救援本部は、青森県環境保健部生活衛生課内におく。ただし、災害が発生した場合は、その災害の態様によって被災現地に置くことができる。

第3条 救援本部は、救援本部長及び救援本部員をもって組織する。

2 救援本部長は、青森県環境保健部長とする。

3 救援本部員は、次の各号に掲げる職にある者とする。

- (1) 青森県環境保健部生活衛生課長
- (2) 青森市水道事業管理者
- (3) 弘前市水道部長
- (4) 八戸圏域水道企業団企業長

第4条 救援本部長は、被災市町村の水道災害の救援事務を総理する。

2 救援本部員は、救援本部長の命により当該市町村の責任者と協議し被災現地の水道災害の救援に指揮にあたるものとする。

(応援隊の派遣要請)

第5条 被災市町村の水道災害対策責任者は、救援本部長に対し応援隊の派遣の要請をするときは、電話その他の方法により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害発生の場所及び状況
- (2) 必要とする職種別所要人員、機械器具及びその数
- (3) 応援隊及び機械器具等を受領する場所
- (4) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第6条 救援本部長は、前条の規定により応援隊の派遣の要請を受けたときは、その被害の状況、地域等を考慮してただちに被災現地の指揮者を任命し、又は応援隊の派遣の指示をするものとする。

2 前項の規定により救援本部長から応援隊の派遣の指示を受けた市町村の水道事業責任者は、ただちに応援態勢をととのえ、被災現地の指揮者の応援要請に万難を排して応ずるものとする。

3 前項の規定により応援隊を派遣したときは、ただちにその出発時刻、出動人員、機械器具の数及び予定到着時刻等を被災現地の指揮者に通知するものとする。

(応援に要した費用の負担)

第7条 応援に要した費用については、原則として次の各号の基準によるものとする。

ただし、当該市町村双方の協議によりこれを変更することができる。

- (1) 応援隊の職員の派遣に要した人件費及び旅費並びに機械器具の貸出料は、応援をした市町村の負担とする。
- (2) 応援資材の費用は、消耗的なものに係る費用を除き被応援側の市町村の負担とする。
- (3) 工事及び資材等業者の提供したものに係る費用は、被応援側の市町村の負担とし、その負担に当たっては歩掛り等について十分に考慮するものとする。

(事務局)

第8条 救援本部の事務を処理するため、救援本部事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長その他の職員を置き、青森県環境保健部生活衛生課の職員及び日本水道協会青森県支部の職員のうちから救援本部長が委嘱する。
- 3 事務局長は、救援本部長の命を受け、局務を掌理する。

(この規定に定めるもののほか必要な事項)

第9条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、救援本部長が定める。

昭和44年4月1日

青森県
県内各市町村

資料 1 2

災害時の医療救護に関する協定

1 災害時の医療救護に関する協定書

大鰐町（以下「甲」という。）と社団法人南黒医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護について、次のとおり協定書を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、大鰐町地域防災計画に基づき甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第2条 甲は、大鰐町地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合には、乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

（医療救護計画）

第3条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、救護班の編成、派遣その他医療救護の実施に関する医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画書を提出するものとする。

（救護班の業務）

第4条 救護班の業務は次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 被災者の死亡の確認及び死体の検案

（救護班に対する指揮命令等）

第5条 救護班に対する指揮命令及び医療活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行う者とする。

（医薬品の供給等）

第6条 乙が派遣する救護班が使用する医薬品等は、当該救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

2 甲は、救護班の輸送等、医療活動が円滑に実施できるように必要な措置を講ずるものとする。

（収容医療機関の指定）

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、患者負担とする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 救護班の派遣に要する費用

(2) 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(細 目)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は別に定める。

(協 議)

第11条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何の意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印し、各自その1通を保有する。

平成8年6月20日

記名押印 [略]

2 災害時の医療救護活動に関する協定書実施細目

平成8年6月20日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第10条に基づく細目は、次のとおりとする。

（医療救護活動の報告）

第1条 社団法人南黒医師会（以下「乙」という。）が、協定書第2条の規定により救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに各救護班ごとに、次の各号に定める書類を取りまとめ、大鰐町（以下「甲」という。）に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書 [第1号様式]
- (2) 救護班員名簿 [第2号様式]
- (3) 医薬品等使用報告書 [第3号様式]

（事故報告書）

第2条 乙は、協定書第2条に基づく医療救護活動において、救護班員が負傷し疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（第4号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第3条 協定書第9条第1号及び第2号に規定する費用については、乙が各救護班分を取りまとめ「費用弁償請求書」（第5号様式）により、甲に請求するものとする。

2 協定書第9条第3号に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が「扶助金支給申請書」（第6号様式）により、甲に請求するものとする。

（費用弁償の額）

第4条 協定書第9条第1号に規定する費用弁償の額は、当分の間別表に定めた額とする。ただし、その額が実勢に合わないときは、甲乙協議して定めるものとする。

2 協定書第9条第2号に規定する実費弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

3 協定書第9条第3号に規定する扶助金については、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年1月青森県条例第3号）に準じるものとする。

（支 払）

第5条 甲は、前2条の規定により請求を受けた場合は、関係書類の確認をし、速やかに乙に対し支払うものとする。

平成8年6月20日

記名押印〔略〕

別表（第4条関係）

		医 師	看護婦、保健婦	補助事務員
日当（午前8時30分から午後5時までの間において業務に従事した場合の報酬）		1人1日当たり 14,400円 以内	1人1日当たり 8,600円 以内	1人1日当たり 7,000円 以内
時間外勤務手当		1人1時間当たり「日当」に定める限度額の8分の1に相当する額に100分の125（午後10時から翌日の午前5時までの間に従事した場合にあっては100分の150）を乗じて得た額以内の額		
旅 費	車 賃	1キロメートル当たり	37円	
	日 当		2,200円	
	宿泊料		9,800円	

第1号様式 (第1条関係)

医療救護活動報告書

班 名	災害発生場所	医療救護活動場所	活 動 状 況	備 考
			月 日 時 分～月 日 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～月 日 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～月 日 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～月 日 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～月 日 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～月 日 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～月 日 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～月 日 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～月 日 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	

第2号様式（第1条関係）

救 護 班 員 名 簿

班 名	職 種	氏 名	住 所	従事期間

第3号様式 (第1条関係)

医 薬 品 等 使 用 報 告 書

[illegible]

第4号様式（第2条関係）

事 故 報 告 書

年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の医療救護活動
において、別紙のとおり事故傷害（死亡）者が発生したので報告します。

年 月 日

大鰐町長

殿

社団法人 南黒医師会

会 長

印

別 紙

事 故 傷 病 （死 亡） 者 概 要

氏 名		性 別	男 ・ 女	年 齢	歳
住 所					
職 種		勤 務 先		班 名	
傷 病 名				程 度	
外来・入院（ 月 日）		医 療 機 関 名			
受 傷 （ 発 病 ） 日 時	年 月 日 時 分				
受 傷 （ 発 病 ） 場 所					
死 亡 原 因					
死 亡 日 時	年 月 日 時 分				
死 亡 場 所					
受 傷 ・ 発 病 ・ 死 亡 時 の 状 況					

費用弁償請求書

月 日 日

大鰐町長

殿

住 所
氏 名

印

次の金額を請求します。

金 額 _____ 円

ただし、 年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の救護
活動に対する費用弁償額として

(費用弁償額請求明細書 別紙のとおり)

第5号様式 (第3条関係)

扶 助 金 支 給 申 請 書

月 日 日

大鰐町長

殿

住 所

氏 名

印

災害時の医療救護活動に関する協定書第9条第3号の規定による扶助金を支給されたく、別紙関係書類を添えて申請します。

負傷・疾病又は死亡した者の状況	氏 名		性別	男・女	出生年月日	
	住 所					
	職 種		勤務先		所属医療救護班名	
	傷 病 名			受傷・発病年月日		
	死亡原因			死亡年月日		
傷 害 級 別		治療開始年月日			治療年月日	
休 業 日 数	年 月 日から 年 月 日まで 日間					
休業期間中における業務上の収入の有無						
扶 助 金 支 給 基 礎 額			青森県災害応急措置従事者の損害補償に関する条例第3条第2項第()号該当			
扶 助 金 支 給 申 請 額						
備 考						

注1 「扶助金支給基礎額」算出の証明書類（事業主の証明又は市町村長の証明のあるもの）を添付すること（療養扶助金申請の場合は不要）。

2 扶助金申請の場合は、医師の診断書及び治療費の領収書又は請求書を添付すること。

3 休業扶助金申請の場合は、診断書（休業が必要と認められる期間の記載のあるもの）及び事業主の証明書を添付すること。

4 傷害扶助金申請の場合は、医師の意見を付した傷害診断書を添付すること。

5 遺族扶助金申請の場合は、受給順位を明らかにした書類を添付すること。

6 葬祭扶助金申請の場合は、死亡診断書を添付すること。

7 打切扶助金申請の場合は、療養経過を明らかにした診断書を添付すること。

大規模災害発生時における広域防災拠点の確保及び使用に関する協定書

青森県（以下「甲」という。）と大鰐町（以下「乙」という。）は、県内で大規模かつ広域的な災害（以下「大規模災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地域を支援する活動に従事する自衛隊、消防、警察等の支援部隊のための活動拠点、国からの支援物資や協定等による流通備蓄等の支援物資を効率的に受け入れ、被災地域へ輸送するための一次物資拠点等の防災拠点（以下「広域防災拠点」という。）の確保及び使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管轄地域内で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の施設を広域防災拠点として使用するとき、その適正かつ円滑な運営を期するために必要な事項を定めるものとする。

（使用する施設）

第2条 この協定において甲が広域防災拠点として使用する乙の施設は、別に定める青森県広域防災拠点リスト（以下「リスト」という。）のとおりとする。

（使用の手続等）

第3条 大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の施設を広域防災拠点として使用することを必要と認め、かつ、甲乙が協議して合意したときは、次に掲げる事項を広域防災拠点使用通知書（第1号様式）に明示し、乙に使用の通知を行うものとする。ただし、甲が緊急を要すると認めるときは、口頭により要請し、その後速やかに書面を提出することとする。

- (1) 使用目的
- (2) 使用する施設
- (3) 使用の範囲
- (4) 使用開始日時
- (5) 乙の職員及び施設管理者の協力
- (6) その他必要な事項

2 乙は、当該施設が使用不能等、やむを得ない場合を除き協力するものとする。

（費用負担等）

第4条 乙の施設の使用料は、原則として無償とする。ただし、施設を使用する期間の光熱水費及び通信費については、実績に応じて甲が負担するものとする。

2 施設の使用が終了したときは、甲の責任により使用開始前の状態に戻すこととし、

その範囲、方法等は甲乙が協議した上で決定するものとする。

- 3 乙又は乙が地方自治法第244条の2第3項等により施設の管理を行わせている法人その他の団体に対し、甲が施設を使用することにより前2項に定めるもの以外の損失等が発生したときは、原則として甲が負担することとし、その範囲、方法等については甲乙が協議の上で決定するものとする。
- 4 施設の営業時間外において、施設管理者に協力を求めた際の人件費については、甲乙が協議の上で決定するものとする。

（使用終了の手續）

第5条 甲は、広域防災拠点の使用を終了したときは、広域防災拠点使用通知書（第1号様式）に使用終了日時を記入し、乙に通知するものとする。

（連絡窓口）

第6条 この協定に係る事務を円滑に進めるため、甲及び乙に連絡窓口を置く。

2 前項の連絡窓口は、連絡先一覧（第2号様式）による。

（平時からの連携・協力）

第7条 甲及び乙は、広域防災拠点として使用する施設の運用を円滑に実施するため、施設の特性を生かした訓練を実施するなど、平時から緊密に連携・協力するものとする。

（使用する施設の変更等）

第8条 乙は、リストに掲げる施設について変更等が生じた場合は、甲に報告するものとする。

2 甲は、前項による報告を受けたときはリストの更新を行い、その内容を乙に通知する。

（他の被災都道府県の応援）

第9条 乙は、甲が被災した他の都道府県への応援を行う場合においても、この協定の趣旨に準じて、甲の求めにできる限り協力するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、解約又は変更の予定日の1か月前までに文書により解約又は変更の申出をしない限り、その効力を継続するものとする。

（その他）

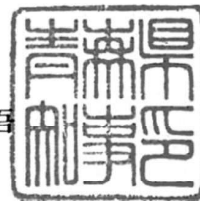
第11条 この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 3 年 / 月 28 日

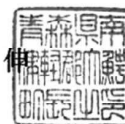
甲 青森市長島一丁目1番1号

青森県知事 三 村 申 吾



乙 南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館5番地3

大鰐町長 山 田 年 伸



資料 1 4 災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書

久吉ダム水道企業団企業長（以下「甲」という。）と大鰐町管工事業協同組合代表理事（以下「乙」という。）は地震、風水害その他による災害（以下「災害」という。）の発生時における水道施設の応急復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、災害の発生時において給水機能を早期に回復するため、甲の要請により、乙が甲に協力して実施する水道施設の応急復旧に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第 2 条 甲は、災害の発生時において実施する水道施設の応急復旧（甲が他都市等からの応援要請を受けて実施する応急復旧を含む。）に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し応急復旧の応援を要請することができる。

（要請手続）

第 3 条 前条に定める要請は、甲が災害の状況、場所、活動内容、希望する人員、機材等について、乙が連絡することにより行うものとする。

（応 援）

第 4 条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応急復旧を行うための体制を確立のうえ、必要な人員、機材等を出動させ、甲が行う応急復旧に協力するものとする。

2 前項の規定により出動した乙の組合員は、甲の職員の指示に従い応急復旧に従事するものとする。

（費用負担）

第 5 条 乙が、この協定に基づく協力のために要した費用については、甲が定める基準により積算した額に基づき、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が応急復旧に参加した乙の組合員を集約のうえ、乙が甲に一括して請求するものとする。

（労災補償）

第 6 条 応急復旧により乙の組合員の従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

（連絡責任者）

第 7 条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(報告事項)

第8条 乙は、この協定による応急復旧に協力できる人員及び機材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目事項については、甲乙両者が協議して定めるものとする。

(実施期日)

第10条 この協定は、協定締結の日から実施する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上各自1通を保有する。

平成19年9月13日

甲 久吉ダム水道企業団企業長

乙 大鰐町管工事業協同組合代表理事

資料 1 5

災害復旧時の協力に関する協定書

大鰐町（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社青森支店（以下「乙」という。）は、青森県地域防災計画並びに大鰐町地域防災計画に基づく災害復旧時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模地震及び台風・雪害等の災害発生（以下「災害等発生」という）に伴い大規模な通信の途絶等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するための通信設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることを目的とする。

（災害情報の提供）

第2条 甲及び乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は大規模な通信の途絶等が発生した場合、その影響を受けた地域、加入者数、故障等の原因、発生時間及び復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

（災害対策本部等への社員の派遣）

第3条 災害等発生による大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が災害対策本部等を設置した場合は、乙は甲との連携のうえ必要に応じ、甲が設置した災害対策本部等に社員（以下「連絡員」という。）を派遣できるものとする。

2 連絡員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（通信設備の復旧）

第4条 災害等発生により大規模な通信の途絶等が発生した場合、乙は、乙のサービスエリア区域内の被害状況を総合的に判断した上で、乙のグループ災害対策組織の連携により優先順位を見極めながら行政機関、公共機関等重要機関に対する重要通信の確保並びに避難所等への特設公衆電話の設置等可能な限り優先した実施するものとする。

2 前項の通信設備の確保にあたり、移動電源車、ポータブル衛星車等災害対策機器等の使用については、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の通信設備復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

(資材置場・車両駐車場等の確保に対する協力)

第6条 災害時において、乙の通信設備復旧作業に必要な資材置場、駐車場、幕営地及びヘリポート等（以下「資材置場等」という。）の確保にあたっては、甲は乙の要請に応じ、確保に協力するものとする。

(利用の終了連絡及び原状回復義務)

第7条 乙は、資材置場等の利用が終了したときは、電話等により甲に速やかに連絡するとともに、乙の責任において資材置場等を原状に回復するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、乙は資材置場施設を原状に回復することを要しないものとする。

(損害賠償)

第8条 乙は、甲が保有する資材置場等の利用中に乙の故意又は過失によって甲の施設を破損した場合、乙は速やかに甲へ報告するとともにその損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他乙の責に因らない場合は、乙の損害賠償義務は免責される。

(災害訓練時の協力)

第9条 乙が災害時に通信設備の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、災害訓練等を行う場合は、甲は乙の協力依頼により、第6条の定める資材置場等の確保に協力するものとする。

2 前項の資材置場等の利用にあたっては、前2条の規定を準用する。

(連絡責任者)

第10条 本協定書に関する連絡責任者、連絡先等は別紙による。

2 連絡先等に変更が生じた場合は、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

(協議)

第11条 本協定の履行に当り疑義を生じた事項又は本協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

(協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の翌日から1年間継続とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲乙は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の申し出がないときは、本協定は同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

本協定締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２３年５月２日

甲 青森県南津軽郡大鰐町大鰐字羽黒館５－３
大鰐町長 山田 年伸

乙 青森県青森市橋本２丁目１番６号
東日本電信電話株式会社青森支店
支店長 上西 祐司

資料 16

災害時の通信設備復旧等の協力に関する協定書

大鰐町(以下「甲」という。)と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北支社青森支店(以下「乙」という。)は、青森県地域防災計画並びに大鰐町地域防災計画に基づく災害復旧時における、甲と乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、大規模地震及び台風・雪害等の災害発生(以下「災害等発生」という)に伴い大規模な通信の途絶等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するため通信設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることを目的とする。

(災害情報の提供)

第2条 甲及び乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供しよう努めるものとする。

2 乙は大規模な通信の途絶等が発生した場合、その影響を受けた地域、故障等の原因、発生時間及び復旧時間等の情報を甲に提供しよう努めるものとする。また、甲は必要に応じその情報を市町村防災行政無線等により、影響を受けた地域の住民へ伝達するものとする。

(災害対策本部等への社員の派遣)

第3条 災害等発生による大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が災害対策本部等を設置した場合は、乙は甲との連携のうえ必要に応じ、甲が設置した災害対策本部等に社員(以下「連絡員」という。)を派遣できるものとする。

2 連絡員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

(通信設備の復旧)

第4条 災害等発生により大規模な通信の途絶等が発生した場合、乙は、乙のサービスエリア区域内の被害状況を総合的に判断した上で、乙を含むエヌ・ティ・ティ・ドコモグループ(以下ドコモグループ)の災害対策組織の連携の下で優先順位を見極めながら行政機関、公共機関等重要機関に対する重要通信の確保並びに避難所等への通信確保を実施しよう努めるものとする。

2 前項の通信設備の確保にあたり、移動無線車等災害対策機器等の使用については、乙を含むドコモグループの災害対策組織の連携の下での判断によるものとする。

(復旧作業に対する協力)

第5条 なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙を含むドコモグループの通信設備復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

(資材置場・車両駐車場等の確保に対する協力)

第6条 災害時において、乙を含むドコモグループの通信設備復旧作業に必要な資材置場、駐車場、幕営地及びヘリポート等(以下「資材置場等」という。)の確保にあたっては、甲は乙の要請に応じ、確保に協力するものとする。

(利用の終了連絡及び原状回復義務)

第7条 乙は、資材置場等の利用が終了したときは、電話等により甲に速やかに連絡するとともに、乙の責任において資材置場等を原状に回復するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、乙は資材置場施設を原状に回復することを要しないものとする。

(損害賠償)

第8条 乙を含むドコモグループが、甲が所有する資材置場等の利用中に乙の故意又は過失によって甲の施設を破損した場合、乙は速やかに甲へ報告するとともにその損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他乙の責に因らない場合は、乙の損害賠償義務は免責される。

(災害訓練時の協力)

第9条 乙を含むドコモグループが災害時に通信設備の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、災害訓練等を行う場合は、甲は乙の協力依頼により、第6条に定める資材置場等の確保に協力するものとする。

2 前項の資材置場等の利用にあたっては、前2条の規定を準用する。

(連絡責任者)

第10条 本協定書に関する連絡責任者、連絡先等は別紙による。

2 連絡先等に変更が生じた場合は、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

(協議)

第11条 本協定の履行にあたり疑義を生じた事項又は本協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

(協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の翌日から1年間継続とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の申し出がないときは、本協定は同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 24 年 3 月 日

甲 青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館 5-3
大鰐町 町長 山田 年伸



乙 青森県青森市中央3丁目19番1号
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
東北支社青森支店 支店長 吉澤 啓介



災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、大鰐町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）



第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 大鰐町内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 大鰐町災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

（情報交換の内容）



第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協 議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成24年 3月27日

甲 仙台市青葉区二日町9番15号

国土交通省 東北地方整備局長

徳山 日出男



乙 南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館 5-3

大鰐町長 山田 年伸



資料 18

災害時における飲料水の供給に関する協定

大鰐町（以下「甲」という。）とみちのくコカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、大鰐町内における地震、風水害等の災害発生時又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における飲料水の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大鰐町内での大規模な地震、台風等による災害発生に際して甲から乙に対して行う支援協力の要請に関する手続等を定め、もって、円滑な災害応急対策及び災害復旧対策に資することを目的とする。

（飲料水の確保）

第2条 甲は災害時等における応急対策のため、緊急に飲料水を調達する必要があると認めたときは、乙に対し、飲料水の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、保有又は調達可能な飲料水の供給について速やかに対応する。

（要請方法）

第3条 甲は、前条の要請をする場合は、緊急物資供給要請書（様式第1号）により、飲料水の種類、数量、納入日時、納入場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において緊急物資供給要請書を提出するものとする。

（飲料水の運搬及び引渡し）

第4条 飲料水の引渡場所は、甲が状況に応じて指定するものとし、引渡場所までの飲料水の運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 甲は、当該場所において、乙の提出する飲料水受領書（様式第2号）により数量等を確認のうえ、飲料水を引き取るものとする。

(経費等の負担)

第5条 乙が甲に供給した飲料水の代金、運搬に要した費用等、その他飲料水の供給に要した費用（以下「経費等」という。）は甲が負担するものとする。

2 経費等の額は、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(経費等の請求及び支払)

第6条 乙は、飲料水の納入が完了したときは、前条の価格による経費等について、納品書及び別途甲の定める請求書をもって、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの経費の請求があったときは、その内容を確認のうえ、支払うものとする。

(災害補償)

第7条 甲は、この協定に規定する業務に従事した者について、その者の責に帰することができない理由により、死亡その他の事故が生じたときは、大鰐町消防団条例（平成9年6月30日条例第12号）第19条の定めるところによりその損害を補償する。

(情報交換及び提供)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、平常時から相互に情報交換を行うとともに、大鰐町の災害発生時における、諸活動中に覚知した災害に関する情報についても必要に応じ相互に提供しあうものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務課長、乙においては弘前営業所長とする。

(調査票等の提出)

第10条 乙は、この協定の締結後、毎年4月1日現在の緊急連絡先及び物資の保有数量等について、調査表（様式第3号その1）及び災害時飲料水提供可能数量票（様式第3号その2）を甲に対して提出するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結日から効力を発するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協 議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

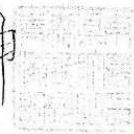
この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その一通を保有する。

平成25年6月18日

甲 青森県南津軽郡大鰯町大字大鰯字羽黒館5番地3

大鰯町長

山 田 年 伸



乙 岩手県紫波郡矢巾町広宮沢第1地割279番地

みちのくコカ・コーラボトリング株式会社

取締役営業推進部長

外 崎 達 正



資料 19

災害時における物資供給に関する協定書

大鰐町（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年6月16日

甲 青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館5番地3
大鰐町長 山 田 年 伸

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO 法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄 一 郎

別表

災害時における緊急対応可能な物品

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割り箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生要ポリ手袋（使い捨て）、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

災害時における液化石油ガス及び 応急対策用資機材の調達に関する協定

大鰐町は（以下「甲」という。）と一般社団法人青森県エルピーガス協会（以下「乙」という。）は、災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、大鰐町内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する災害応急対策業務に必要な液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達について、乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第2条 甲は、液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達の必要があると認めたときは、乙に対して、その調達についての協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限りこれに協力するものとする。

3 石油備蓄法第33条第3項の規定により、経済産業大臣の勧告が出された場合は、予め指定された中核充填所を中心に対応するものとする。

（手 続）

第3条 甲は、乙に対して前条の要請をする場合は、次の事項を明らかにした文書により行うものとする。ただし、文書により行ういとまがないときは、電話等により乙に対して要請することとし、後日、文書を乙に対して提出するものとする。

（1）要請の理由

（2）液化石油ガス及び応急対策用資機材品名およびその数量

（3）調達を必要とする日時及び場所

（4）その他必要な事項

2 乙又は乙に加盟する会員は、甲の要請を受け、液化石油ガス及び応急対策用資機材を調達した場合、液化石油ガスの保安に関し最大限留意する。

3 乙又は乙に加盟する会員は、事前に液化石油ガス及び応急対策用資機材の輸送に係る緊急通行車両の事前届出書を県公安委員会に提出し、緊急通行車両確認証明書を取得しておくものとする。

(費用負担)

第4条 乙又は乙に加盟する会員が第2条の規定により液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に要した費用（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料及び駐車場使用料等を含む。）は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における甲と液化石油ガス販売事業者が交わした単価契約の価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

ただし、単価契約を締結していない液化石油ガス及び応急対策用資機材については、災害発生直前における県内の市場価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。

(報 告)

第5条 乙又は乙に加盟する会員は、第2条の規定により液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達を実施した場合は、乙が取りまとめの上速やかに甲に対して次の事項を報告するものとする。

- (1) 調達を実施した液化石油ガス及び応急対策用資機材の品名および数量
- (2) 調達を実施した日時及び場所
- (3) その他必要な事項

(事故報告)

第6条 乙又は乙に加盟する会員は、第2条の規定により液化石油ガス及び応急対策用資機材の輸送中に事故が発生したときは、速やかに甲に対してその状況を報告しなければならない。

(情報収集 報告及び周知)

第7条 甲は、災害に関する被害状況等を収集し、第2条に規定する液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に必要な情報を可能な限り乙へ提供する。

2 乙は、甲が必要と認める情報収集及び周知に可能な限り協力する。

3 甲は、この協定に基づく調達の要請が円滑に行われるために必要があると認めた時は、乙に対して、乙又は乙に加盟する会員等が保有する液化石油ガス及び応急対策用資機材の数量等の状況について報告を求めることができる。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては、大鰐町総務課、乙においては、一般社団法人青森県ユルピーガス協会事務局とする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じた場合においては、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年10月20日

甲 南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館5番地3

大鰐町長 山 田 年 伸



乙 青森市本町二丁目4番10号

一般社団法人青森県エルピーガス協会
会 長 葛 西 信 二



中 核 充 填 所

No.	地 区	事 業 所 名
①	東 青	ENEOS グローブエナジー㈱青森東充填所 青森市大字野内字浦島 84-1 【対象市町村】 青森市〔浪岡除く〕、外ヶ浜町、平内町、今別町、蓬田村
②	中弘南	日通商事㈱青森L Pガス事業所浪岡充填所 青森市浪岡大字女鹿沢字西花岡 12-17 【対象市町村】 青森市浪岡、弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、 田舎館村、西目屋村
③	三 八	カメイ物流サービス㈱八戸ガスターミナル 八戸市豊洲 2-38 【対象市町村】 八戸市、階上町、南部町、五戸町、三戸町、田子町、新郷村
④	西北五	東北アストモスガス㈱青森充填所 青森市浪岡大字大釈迦字前田 76-1 【対象市町村】 五所川原市、つがる市、中泊町、鶴田町、板柳町、深浦町、鰺ヶ沢町
⑤	上十三	伊藤忠エネクスホームライフ東北㈱ 上北郡おいらせ町青葉五丁目 50-1727 【対象市町村】 十和田市、三沢市、野辺地町、東北町、六戸町、七戸町、おいらせ町
⑥	下 北	㈱下北ガス むつ市南赤川町 10-27 【対象市町村】 むつ市、大間町、横浜町、東通村、六ヶ所村、風間浦村、佐井村